3．実施する期間
　平成29年５月12日から同年８月９日まで及び平成29年８月16日から同年11月27日まで。
4．適用区間
⑴　首都圏発着型の出発及び到着エリア
　中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の寒川南インターチェンジから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間並びに東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）のあきる野インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間。
⑵　名古屋発着型の出発及び到着エリア
　中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから一宮ジャンクションまで、第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまで、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまで及び一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの区間。
⑶　周遊エリア
　中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから飯田山本インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間並びに東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道上越線の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまでの区間。
5．割引相互間の適用関係
　本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　京都弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　金井塚　修
　登録番号　7095
　事 務 所　京都府京都市中京区東洞院通夷川上ル三本木五丁目478
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年１月20日

平成29年４月21日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、推定年齢60歳以上の男性、身長約150センチ台後半と推定、着衣は塗色不明のシャツとジャンパー、所持品等なし

上記の者は、平成28年11月16日、三重県鳥羽市答志町2137番地２、答志島温泉から北北西約70メートル先林道にて白骨化し、腰部以下が欠落した状態で発見された。死亡日時は平成27年～28年頃。身元不明のため火葬に付し、遺骨を当市にて管理しておりますので、心当たりのある方は、当市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成29年５月11日

三重県　　鳥羽市長　中村欣一郎

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年四月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
札幌市豊平区豊平三条二丁目二番一一二〇号　合同会社ＣｏｏｌＫｉｔ
清算人　安田　雄也

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に以債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
仙台市青葉区国分町二丁目五番七号　有限会社若荷舎
清算人　山田　俊子

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
栃木県下野市下古山八八番地九　有限会社あさひ医療
清算人　岩嵜　政則

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
千葉県流山市西初石五丁目一七五番地の一四　ＳＩＳ合同会社
清算人　菅井　亮太

解散公告

当社は、平成二十九年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都新宿区西新宿八丁目三番三七号　株式会社ナックル
代表清算人　桜島　貴英

解散公告

当法人は、平成二十九年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都千代田区紀尾井町三丁目六番地　一般社団法人新・建築士制度普及協会
代表清算人　浅野　宏

解散公告

当法人は、平成二十八年十二月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都墨田区緑一丁目二四番一五号丸和第二ビル一Ｆ　特定非営利活動法人キタス
清算人　塩井　祥敬

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都台東区東上野三丁目三一番六一二〇一　株式会社JAPAN-PHILIPPINESビジネスコンシェルジュ
代表清算人　テイラーホセ〓ゲルオチャンコ

解散公告

当社は、平成二十九年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都新宿区西新宿八丁目三番三七号　株式会社ナックル
代表清算人　桜島　貴英

解散公告

当法人は、平成二十九年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都千代田区紀尾井町三丁目六番地　一般社団法人新・建築士制度普及協会
代表清算人　浅野　宏

解散公告

当法人は、平成二十八年十二月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都墨田区緑一丁目二四番一五号丸和第二ビル一Ｆ　特定非営利活動法人キタス
清算人　塩井　祥敬

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年五月十一日
東京都台東区東上野三丁目三一番六一二〇一　株式会社JAPAN-PHILIPPINESビジネスコンシェルジュ
代表清算人　テイラーホセ〓ゲルオチャンコ